

1. < 施策の概要 >

基本構想	活力あふれ魅力ある学研都市のまちづくり	統括課	事業部・監理課
基本計画	住環境		
施策	住宅	関連課	事業部・都市整備課
方針・目標等	◆町営住宅の長寿命化 ◆民間木造住宅の耐震改修促進 ◆地震に強い住宅の増加		住民部・人権啓発課
実施内容	◆町営住宅の長寿命化に係る取り組み ◆民間木造住宅の耐震改修に係る取り組み		

2. < 指標の設定 >

①	重点	指標	単位	他団体比較		算式・引用等	
				団体名	実績/年度		
①	○	住宅耐震化率	%			都市整備課調べ	
②		町営住宅使用料徴収率	%	木津川市 96.5	25	徴収額/家賃額	
③		町営住宅入居率	%	木津川市 93.8	25	入居戸数/住宅戸数	
④							
⑤							
		H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(実績)	H26(試算)	H27(試算)
①	目標	81.0	82.0	84.0	86.0	88.0	90.0
	実績	81.0	81.5	82.1	82.4		
②	目標	92.00	92.00	92.50	92.50	93.00	93.30
	実績	91.70	92.00	90.30	92.71		
③	目標	95.39	96.05	96.68	96.68	96.68	96.68
	実績	94.74	96.03	93.42	92.76		
④	目標						
	実績						
⑤	目標						
	実績						

3-1. < 指標から読み取れる成果と課題 >

<ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震化率は、「住宅・土地統計調査」の結果を基にしているが、5年に一度の実施のため、「固定資産の価格等の概要調書」の数値から推計し計上している。実績においては、新築住宅戸数増加等の要因を踏まえ、毎年着実に耐震化率を向上している。ただし、耐震改修促進計画で掲げる27年度の目標数値90%達成には、耐震改修の重要性について啓発活動を進める必要がある。 ・住宅使用料の徴収率は、毎年改善の方向に進んでいる。

3-2. < 住民ニーズ等を踏まえた課題・他自治体の取り組みから学べる点 >

<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震化について東日本大震災の影響もあり、耐震診断士派遣件数は増加傾向が見られるが、耐震改修へ繋げるためには、住民フォーラムや個別相談会などの実施により普及啓発を強化する必要がある。 ・町営住宅使用料の徴収率向上のため、徴収等の強化が必要である。

4-1. <施策を構成する事業>

	重点	部 門 ／事業名 ／種別／決算書説明頁	事業費(人件費含む)／事業費のみ／事業費一財 <単位：千円>					
			H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(実績)	H26(予算)	H27(試算)
1		都市整備課	11,040	7,076	7,752	11,170	10,186	10,786
		建築物耐震改修促進事業	2,052	528	1,513	4,704	3,720	4,320
		一般事業 169	463	132	379	1,176	930	1,080
2		監理課	22,287	36,665	37,179	32,218	37,111	37,102
		町営住宅維持管理事業	13,193	24,185	20,740	15,596	20,489	20,480
		一般事業 173	0	3,459	1,393	0	0	0
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

4-2. <施策を構成する事業の成果と課題>

・建築物耐震改修促進事業では、広報「華創」、回覧、町ホームページ、精華町住民フォーラムで耐震性の必要性を訴えた結果、平成25年度の木造住宅の耐震士派遣事業による耐震診断は23件を数えた。また、木造住宅の耐震改修工事に対する補助を4件実施した。

・町営住宅の住環境整備や修繕要望に対応した結果、住環境の保全や住宅の機能維持を図ることができた。老朽化する住戸の長寿命化を図るため、継続した取り組みが必要である。

5. <施策の今後の方向性>

・国の新成長戦略(平成22年6月閣議決定)によると、平成32年度までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げるという目標設定がされており、本町においても耐震診断士の派遣事業及び耐震改修工事費に対する補助制度について、粘り強く回覧やチラシの配布、住民フォーラムの開催による啓発活動を実施する。

・町営住宅の適正な維持管理のため、必要な機能維持及び改善のため継続して取り組む。

・計画的に町営住宅の修繕を行い、住環境の整備に努める。また、今後の将来的なことを考え、町営住宅入居者の意向や住環境状態を勘案し、長寿命化計画策定に向けた取り組みを進めていく。

・町営住宅使用料の徴収強化のため、引き続き夜間訪問徴収を行うと共に個々の対応をきめ細かくして徴収努力を行う。